

業務委託契約に係る最低制限価格を設ける場合の基準

(趣旨)

第1条 この告示は、業務委託契約において、財務規則（昭和59年松島町規則第5号）第97条の2による最低制限価格を設ける場合の基準について定めるものとする。

(対象業務)

第2条 業務委託契約を締結しようとする業務すべてに設けるものとする。

2 最低制限価格を設定した業務については、発注に際して告示する入札公告又は指名通知書等にその旨を明示するものとする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、当該業務の設計額（消費税及び地方消費税を除く）に10分の5を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。